



Title	1909年韓国改正学校令にみる「学校体操」
Author(s)	西尾, 達雄; Nishio, Tatsuo
Citation	体育学研究, 28(4), 279-286
Issue Date	1984-03-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44209
Type	journal article
File Information	TK28-4_279-286.pdf



1909年韓国改正学校令にみる「学校体操」

西 尾 達 雄 (横浜市立上菅田中学校)

(昭和58年6月25日 受付)

“School gymnastics” on the basis of Korean
“school law” revised in 1909

Tatsuo Nishio¹

Abstract

The purpose of this study is to examine the subject of “school gymnastics” which was embodied by the 1909 revised “school law”.

The subject of “school gymnastics” made its sudden appearance in place of the previous “normal gymnastics and military drill” in 1909 and disappeared by 1911. “Teaching method of school gymnastics” edited by Korean Gakubu (the Ministry of Education) gives us a clue to understand the reason why “school gymnastics” was adopted as a school subject so suddenly. The book was published in 1910 but the preface, which showed the aim of the book, had already been written in 1908. In the preface they declared their dissatisfaction at “military drill” and expressed their wishes to spread “school gymnastics” as a scientific one.

“Military drill” widely spread to schools including private ones in those days was regarded as a hotbed of anti-Japanese movement. The Ministry of Education adopted “school gymnastics” as a countermeasure to this movement.

(Tatsuo Nishio, “School gymnastics” on the basis of Korean “school law” revised in 1909,” *Jap. J. Phys. Educ.*, 28-4: 279-286 March, 1984)

研究の目的と方法

1902年2月に緒言が書かれ、1910年6月に韓国学部より発行された『学校体操教授書』(以下『教授書』と略)は、その目的・内容とも1905年(明治38年)に文部省に呈出された日本の『体操遊戯取調報告』(以下『報告』と略)に一致するところが多い。両者の目次を示せば以下のとおりである。

学校体操教授書 目次

- 第一章 体操科の目的
- 第二章 体操演習の基本的形式
 - 甲 基本的形式
 - 乙 基本的形式を定む理由
 - 丙 各基本的形式の目的
- 第三章 基本姿勢
- 第四章 体操演習の種類
 - 運動準備 其一、其二
 - 第一演習……第九演習

¹ Kamisugeta Junior High School, Hodogaya, Yokohama, Kanagawa (240)

- 第五章 姿勢及運動の進度標準
- 第六章 各個演習教程の編成法
- 第七章 各個演習教程教授上注意
- 第八章 各個演習教程
- 第九章 連続演習

體操遊戲取調報告 調査事項目次

- 一 體操科ノ目的
- 二 體操演習ノ基本的形式
 - 甲 基本的形式
 - 乙 基本的形式ヲ定メタル理由
 - 丙 各基本的形式ノ目的
 - (イ)生理的目的 (ロ)訓練的目的
- 三 基本姿勢
- 四 體操演習ノ種類
- 五 體操演習要目ノ數例
 - 甲 體操(各箇)演習ノ例
 - 乙 體操(連續)演習ノ例

『報告』は、このあと六から一九までの調査事項があるが、『教授書』と関連する部分は以上である。これをみても両者が同様の内容であることがうかがえる。

以前筆者は、『教授書』について、「従来の體操は、学理に基づかない不十分なものであり、指導者養成も十分なものでなかった」状況に対し、『報告』を範とした指導者用の啓蒙図書として出

版されたと説明した。また、両者の「體操科ノ目的」における若干の相違を「社会状況の相違に帰因」していると述べ、社会的要請の相違によるものであると説明した²¹⁾。さらに「学校體操」という教材については、羅¹⁰⁾(p. 121)と同様に進歩したものと捉えていた。しかし、そこでは、「学校體操」という教材が何故にあらわれたのかについては言及できなかった。

本稿では、1909年改正学校令で突然現われ「併合」後再び消える「学校體操」という教材に焦点をあて、『教授書』と『報告』の相違点について再検討し、過去の見解の修正及び補足を試みたい。

学校体育の目標と内容の変遷

先に述べた様に、「学校體操」という教材は、1909年に突然あらわれている。そこで、それまでの学校体育の目標及び内容がどのようなものであったのかを簡単に見ておきたい。また比較のために、1911年のそれも付け加えておくことにする。

叙述の煩雑さを避けるため、小学校(普通学校)、中学校(高等学校・高等普通学校)、高等女学校(女子高等普通学校)のみ掲げることとする²²⁾。

目標は、以下に挙げる a-f にまとめられる。なお、表現のちがいが(発達段階及び性差による)を a₁ とか f₂ のように数字で示した。

表1 学校令別體操の目標及び内容

校種	年代	学校令施行規則	目 標	内 容
小学校	1895. 8	小学校教則大綱	a ₁ b ₁ c ₁	遊戲 普通體操・兵式體操
	1906. 8	普通学校令施行規則	a ₁ b c ₂ d ₁ e	遊戲・普通體操
	1911. 10	普通学校教育令規則	a ₁ b c ₃ f ₁	遊戲・普通體操
中学校	1900. 9	中学校規則	明示されず	明示されず(教練の内容)
	1906. 8	高等学校令施行規則	a ₂ b c ₂	普通體操・兵式體操
	1909. 7	改正高等学校令施行規則	a ₁ a ₂ b c ₂ d ₂	学校體操
	1911. 10	高等普通学校教育令規則	a ₁ b c ₃ f ₁	普通體操・器械體操
女学校	1908. 4	高等女学校令施行規則	a ₂ b c ₂ f ₂	普通體操・遊戲
	1909. 7	改正高等女学校令施行規則	a ₁ a ₂ b c ₂ d ₂ f ₂	遊戲・学校體操
	1911. 4	女子高等普通学校教育令規則	a ₁ b c ₃ f ₂	遊戲・普通體操

- a₁ 身体各部を均斉に發育
- a₂ 身体を強健に
- b 精神を快活剛毅に
- c₁ 規律を守る
- c₂ 規律を守り協同を尚ぶ
- c₃ 規律を守り節制を尚ぶ
- d₁ 四肢の動作を機敏に
- d₂ 動作を機敏に
- e 全身の健康の保護増進
- f₁ 姿勢を端正に
- f₂ 容儀を端正に

これらを学校令別に示せば、表1のとおりである。

これを見ればわかるように、cの「規律云々」の表現が厳しくなっている以外は、目標における変化はみられない。

同様に表1より学校令と内容との対応をみれば、小学校においては変っていないが、高等学校及び高等女学校では、1909年に「学校体操」という教材が現われている。これは、師範学校、実業学校、外国語学校、成均館等の諸学校においても同様である。

しかも、すべての学校では、1911年の教育令で、「普通体操」が再び登場しているのである。

目標は、ほとんど変っていないにもかかわらず、内容が突然変更された理由は何か、以下で言及してゆきたい。

「学校体操」修正の要因

「学校体操」について、その実体が何であったかは、資料的に不充分であるが、1909年7月の学校令改正前に書かれ、改正後に出版された『学校体操教授書』は、その手掛りを与えてくれる。同書は、その緒言に出版の意図を次のように述べている。

「従来諸学校で体操を課してきたが、兵式体操の一部を教授するに止まるところ多く、学理に基づく體育的体操を課することが殆んど無い。是を以て曩に官立漢城師範学校及同漢城高等学校に傭聘する学校体操専攻の教授諸氏に囑託して先次普通学校に課する体操を調査させ、京城内官立普通学校教員の体操講習会を開設したが、該講習は期間が短かく且その重きを普通学校に置いたために、

其授けようとする所のものもわずかに各個演習の一部と連続演習の一部に止まり、すなわち諸氏の調査を更に煩わして講習した事項に増補させ普通学校と高等程度の諸学校と共通する教授用図書を編纂した。これ即ち本書である。」

この緒言から、「本書」は、「兵式体操の一部を教授」するだけに終わっていることと、「学理に基づく體育的体操」を実施してこなかったことへの不満から出版されていることが、理解できる。そこで問題は、「兵式体操」を教授していることへの不満なのか、文字通りその「一部」しか教授できなかったことへの不満なのか、ということが第一点である。第二点は、「学理に基づく體育的体操」とは何か、また逆に、従来の「学理」に基づかない体操とは何かである。

この二つの問題を検討する際に、当時の学校体育をとりまく状況及び推移を考慮しなければならないであろう。

朝鮮の学制は、1895年にはじまるが、1906年の改正に至るまで学校教育の進展は、「不振」であった。具によれば、新教育を受け入れる「精神的風土と物質的条件が具備されていなかった」のである(具¹⁶⁾(p.97))。しかし「傾きゆく国運を挽回し」国際社会の一員となる基礎は、新教育であるという認識が識者に意識されはじめた(具¹⁶⁾(p.107))。それは、学校設立という動きとなり、徐々に広まっていった。そして、1904年の日韓議定書の調印は、この学校設立運動を教育による救国運動という性格を持たせることになったのである。1910年5月現在の学部認可済私立学校数は、2,250にのぼり、その数は官公立学校の実に22倍であった(阿部¹⁷⁾)。当時の大部分の学校で最も強調されたことは、「民族精神の鼓吹と身体の訓練」であった(具¹⁶⁾(p.193))。

1906年、学校令が改正される。これは、日本による統監府設置に始まる「保護政策」下で行なわれたものであり、韓国学部には多くの日本人官吏が入り、この教育政策を推進する中で実施されたものであった。

この教育改革の主要方針は、「実なき教育」の一掃ということであった。すなわち、「近時私立学校ノ勃興ニツレ名ヲ韓国ノ富強開発ニ藉ルモ其美ノ之伴フモノ尠ク」また、「従来中学校官制＝

依り京城=唯一ノ官立中学校アリシカ設備不完全ニシテ中等学校ノ実ヲ挙クルヲ得ス」(韓国学部⁴⁾(p.7,27))という事態に対する対応であった(傍点引用者)。この「実なき教育」, 学校次官俵孫一によれば「似而非ナル教育」(韓国学部⁷⁾(p.57))と呼ばれたものの実体が、「日夕遊戯調練のみを事と」(文部省¹²⁾(p.11))する学校教育, すなわち、「兵式体操」だったのである。それは、体操の時間以外でも行なわれ、「体育運動を通しての民族団結」という性格をもっていたのである(羅¹⁰⁾(p.218))。

1906年の教育改革は、「実なき教育」の「不振」を払拭し、「実」ある教育を推進することであった。払拭の対象は、教師・財源等の物質的条件の不足とともに、「兵式体操ヲ是レ事トスルヲ以テ教養ノ本義ト心得」(韓国学部⁹⁾)る状態だったのである。

このような状況及び推移を考えると、『教授書』で「兵式体操の一部云々」とあるのは、兵式体操に対する否定的理解と考えてよいであろう。つまり、兵式体操を教授していることへの不満であり、むしろそのみを「一部」曲解して行なっていることへの不満である。羅は、当時の体育教師李基東と趙瓊熙らが、「従来の兵式体操が身体發育途上にある学徒らに有害無益である」と指摘し、「近代的学校体操」を指導しようとした、と述べている(羅¹¹⁾(p.34))。「似而非ナル教育」は、身体發育上にも「有害」だったのである。いづれにせよ、これを止めさせるのに妥当な理論的根拠をもった体操理論が必要であった。これが、「学理に基く體育的體操」であった。「学理」に基かない体操とは、「実なき教育」の実体である兵式体操であった。これに対応する「学理」に基く體育的體操が、『報告』の内容と一致するものであった。当時、韓国においては、その内容が兵式体操に関らなければ、どんなものでも妥当であった。しかも、「科学的」なものであればなお良しとすべきものであった。それが、当時日本で「普通体操」を非科学的と主張して登場したスエーデン体操を中心とした『報告』であった。これは、諸事情により、日本の学校体育の教材として法制化されるまで8年余かかり、この時期にはまだ法制化されていなかった。このような事情は、

『教授書』にとって無関係であった。ただし、日本で『報告』が直ちに法制化されなかった理由の一つに、従来兵式体操に含まれていた柔軟体操や器械体操を「体操」として軍事訓練との区別を明確にしようとしたことにより、文部省と陸軍省の意見が対立したことがあげられる(岸野・竹之下⁹⁾)。このような「体操」と「軍事訓練」の区別も、韓国学部にとって好都合であったかもしれない。

以上のように『教授書』作成の動機を検討してゆくと、兵式体操にかわる「学理に基く體育的體操」として「学校体操」が登場してきたことがわかる。

羅によれば、「普通体操は、1909年7月5日の学校令改正公布まで約15年間実施されたが、その内容をみれば矯正術、徒手体操、棍棒体操等で、号令によって終始指導され変化のないものである。この体操は、保健思想を本質的に忘却されたものといわれている」(羅¹¹⁾(p.34))と述べ、「普通体操」の變化性の欠除及び「非科学性」を根拠に「学校体操」に改正されたと述べている。しかし、その後再び「普通体操」が登場し、1914年に消滅するまで法制上残ったことからみても、「普通体操・兵式体操」から「学校体操」への修正要因は、むしろ「兵式体操」にあったのである。このことは、1911年の教育令における体育の内容が、「普通体操」の再登場のみならず、兵式体操にかわって「器械体操」となっていることから理解できる。

『教授書』と『報告』の比較検討

すでに、目次を示した様に、『教授書』は、『報告』を翻訳したもののように見える。しかし、詳しく調べてみると、両者には若干の相違がある。そこで、両者の相違を明らかにし、その相違の意味について言及したい。

両者の相違は、『教授書』の一章から四章にあたるそれぞれの箇所の一部にみられる。一つは、「體操科目目的」、一つは、「體操演習ノ基本形式」の「丙、各基本的形式ノ目的」、もう一つは、「基本姿勢」、最後に、「體操演習ノ種類」においてである。

まず、それぞれの相違点のみ掲げ、あとでその

意味について考察したい。

①「體操科ノ目的」

『報告』では、次の八項目が掲げられている（井上³⁾ (p. 262)）。

- 一 身体ノ動靜ヲ問ハス常ニ自然ノ優美ナル姿勢ヲ保タシムルコト
- 一 身体ノ各部ヲ均齊ニ發育セシムルコト
- 一 全身ノ健康ヲ保護増進スルコト
- 一 四肢ノ使用ニ際シテ強壯、耐久、機敏ヲ期スルコト
- 一 生涯中最モ多ク遭遇スヘキ運動特ニ職業及兵役ノ義務ニ服スルニ適スヘキ練習ヲ與フルコト
- 一 精神ノ快活從順、果斷、沈著、勇氣ヲ増進セシムルコト

附リ注意、觀察、思考、斷定、想像、忍耐ヲ増進セシムルコト

- 一 意思ヲ敏速且精密ニ実行シ得ヘカラシムルコト
- 一 規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フコト

この八項のうち、『教授書』では、第五項「生涯中最モ多ク……」及び第六項の一部で「附リ注意、觀察……」以下及び第七項「意思ヲ敏速……」が掲げられていない。他の文章は、全く同じである（韓国学部⁶⁾ (p. 1)）。

②「基本的形式ノ目的」

『報告』では、次の様である（井上³⁾ (p. 263)）。

體操科ノ目的ハ既ニ論定セル所ナルカ演習ノ基本的形式ハ各特有ノ目的ヲ有スルヲ以テ體操ヲ演習セシムルニ當リテハ善ク之ヲ理會シテ其ノ目的ヲ達センコトヲ要ス今其ノ目的ヲ分テニトス

この前文のあとに、(イ)生理的目的、(ロ)訓練的目的がそれぞれ書かれてある。この前文で異なるところは、『教授書』では、「今其ノ目的ヲ分テニトス」という箇所が無いことである。したがって、そのあとの「生理的目的」「訓練的目的」という区別がなく、「生理的目的」しか述べられていない。しかも、「生理的目的」の意義を述べてある前文が、『教授書』には無いのである（韓国学部⁶⁾ (p. 4)）。その前文は、以下の通りである（井上³⁾ (p. 264)）。

生理的目的ハ姿勢ヲ優美端正ニシ健康ヲ保護増進シ全身ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ身體ヲ強壯ニ

シ且其ノ動作ヲシテ機敏耐久ナラシメ以テ生涯中最モ必要ナル運動特ニ職業及兵役ノ義務等ニ堪ヘシメンカ為適當ナル練習ヲ與フルニアリ此等ノ目的ハ全演習ヲ待チテ始メテ完ウスヘキモノナリ今其ノ著シキ關係ヲ示セハ下ノ如シ（傍点引用者）

このあと、「運動準備」から「呼吸運動」までの10の演習ごとの目的が述べられている。『教授書』では、この演習ごとの目的だけである。その内容は、全く同じである。また、『教授書』に無い「訓練的目的」を掲げると、以下の通りである。

訓練的目的ハ精神ノ快活ヲ保タシメ從順、果斷、沈著、勇氣、忍耐、同情等ノ諸徳ト共ニ注意、觀察、想像、判斷、審美、思慮、決心等ノ諸作用ヲ進メ且ツ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ得シムルニ在リ此等ノ目的ハ全演習ヲ通シテ完ウスヘキモノナリ今其ノ著シキ關係ヲ示セハ以下ノ如シ（傍点引用者）

この文につづいて、「體操準備ニ於テ」、「調和運動ニ於テ」、「跳躍運動ニ於テ」、「下肢及呼吸運動ニ於テ」のそれぞれの演習の訓練的目的を述べている。

③「基本姿勢」

『教授書』の前文は、次の様である（韓国学部⁷⁾ (p. 5)）。

體操演習上用イル所ノ姿勢種々アリト雖モ此ヲ推究スレバ其ノ基本タルベキモノハ(一)直立姿勢(二)跪坐姿勢(三)臥状姿勢(四)坐状姿勢(五)懸垂姿勢ノ五種ニシテ其ノ他ノ姿勢ハ皆此ヨリ生成シ頭・軀幹・四肢等ノ状態ニヨリテ各其ノ名ヲ異ニセルニ過ギズ普通ノ體操演習ニ於テハ直立姿勢及其ノ變形ノ用處最モ多ク他四姿勢ニ至リテハ體操教室設備ノ如何ニ因リ取捨セザルベカラザルガ故ニ比較的其ノ用少キモノナリ

『報告』では、次の通りである（井上³⁾ (p. 265)）。

體操ノ演習上常ニ用フル所ノ姿勢竝ニ號令ニ就キ其ノ基本トナルヘキモノヲ定ムルコト下ノ如シ 一直立姿勢 三臥状姿勢 四坐状姿勢 五懸垂姿勢

以上の説明のあと、『教授書』では、「直立姿勢」のみ、『報告』では、五姿勢全部の演習の解説がなされている。

④「體操演習ノ種類」

これについては、次の五つの相違があげられる(井上³⁾(pp. 267-68, 韓国学部⁶⁾(pp. 27-76))。

①演習中の順番の異なるもの：運動準備(-)

②『教授書』に有って『報告』に無いもの：

第三全身運動の種類(『教授書』11種, 『報告』5種)

③『報告』に有って『教授書』に無いもの：

第一首及胸ノ運動(『報告』5種, 『教授書』3種) 第二上肢ノ運動(『報告』10種, 『教授書』6種)

④『報告』と『教授書』の内容がちがうもの：

第四肩及背ノ運動(四種は同じだが、五種以降『報告』では、「伏臥シテ上體ヲ起ス、肩ヲ後ニ引ク」とあるが、『教授書』では、「屈膝足ノ前後出」、「屈膝足ノ斜前後出」、「閉足屈膝足ノ前後出」となっている) 第五腹ノ運動(『報告』では、五種あり「上體ノ後屈」のあと「仰臥シテ上體ヲ起ス 仰臥シテ脚ヲ上下ス 伏臥運動、倒立」となっているのに対し、『教授書』では、「上體ノ後屈」の後は、「屈膝拳股」だけである。)

⑤叙述形式のちがいが：『報告』では、「器械運動」を各演習毎に入れているが、『教授書』では、これを纏めて後述している。構成上のちがいとして、『報告』の調査事項五に対して、『教授書』九章となっている。『報告』の一一四が『教授書』の一章一四章に対応し、『報告』の五は、『教授書』の八章と九章に当たっている。『教授書』の五章一七章は、指導上の注意に関することで、実践の指導書としての性格を反映したものである。

以上『報告』と『教授書』の相違点をあげてみた。これらの相違以外は、目次にみられるように、日本語の助詞及び送りがながハンゲル文字に変わっているだけと言ってさしつかえない。このように、ほとんど同様の内容をもった両者に、何故上述した相違が生じたのであろうか。最後にその意味を検討したい。

結論的に言えば、両者の相違点には、ある観点から意図的に省かれているものがあるという点で共通性をもっている。その共通性について明らかにしよう。

「體操科ノ目的」にある「生涯中最モ多ク遭遇スヘキ運動特ニ職業及兵役ノ義務ニ服スルニ適スヘキ練習ヲ與フルコト」は、「各基本的形式ノ目的」の「生理的目的」前文にもあり、『教授書』では省かれているところである。つまり、『教授書』では、「生涯中最モ多ク遭遇スヘキ運動」である「職業及兵役」に適す練習を目的としてあげていないのである。『報告』を説明した『體育之理論及實際』(以下『理論及實際』と略)によれば、「男児ノタメニハ特ニ職業的運動ニ注意シ、且ツ適當ノ時期ニ於テ兵式教練ヲ課スベシ」(元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾(p. 27))とある。つまり「何等ノ業務」の基礎となることとともに、「児童ノ運命ヲ考ヘ」必ず遭遇することに対する準備として「兵式教練」を練習するのである(元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾(p. 26)。「兵式教練ヲ課スル直接目的」については、「他日兵役ニ服スル際ニ基礎タルベキ練習ヲ與フルニ在ルガ故ニ……漸次ニ軍隊ノ精神タル規律服従ニ慣ラシメ、終ニ能ク正確ニ兵士ノ動作ヲナサシ得ルニ至ラシムベシ」(元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾(p. 27))と述べている。ここで「漸次ニ」というのは、「生徒ヲ兵卒視」せず、しだいに「兵士ノ動作」が正確にできるよう注意することであった。ともあれ、『報告』では、「兵役」に適する練習は必要なものであった。しかし、『教授書』では、これが不必要なものであったのである。

「體操科ノ目的」にある「注意、観察、思考、断定、想像、忍耐等」は、「訓練的目的」の内容であり、『教授書』では無いところである。「注意」「観察」について、『理論及實際』では次のように説明している。「體操科ノ教授ハスベテ指示式」であり、被教育者が「注意ヲ怠リ観察ヲ疎ニセンカ其ノ結果ハ忽チ動作ニ現ハルカ故ニ」生徒の「心状」を察するのに最も適当なものである(元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾(p. 31))。「従順ノ徳カ被教育者ノ修養上第一ニ必要ナルコト言フ俟タサル」(元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾(p. 31))體操科の教授においてそれに従う「注意」「観察」が要求されたのである。「従順ノ徳」はもちろん「軍隊ノ精神タル規律服従」のためであった。また実際に「注意」「観察」「想像」「判断」などは、「兵役」に適する精神的訓練という性格をも

っている。例えば、教練中において、「迅速ナル敵ノ発見及其兵力行動ノ判定」、「昼夜ニ於ケル地形、地物ノ価値ノ変化、夜暗ノ距離目測ニ及ス影響」 「各種ノ状況ノ下に於ケル迅速果敢ナル前進」などは、正にこれらの諸作用を要求するものである（陸軍省¹⁷⁾ (p. 87)）。『歩兵操典』によれば、「兵卒ハ剛毅、勇猛ニシテ思慮及果斷ヲ有セサル可ラス」「兵卒ハ善良ナル教育ニ依テ其性質ヲ鞏固ニシテ獨斷ニ慣レ己レニ克ツコトヲ能ク」することが求められている（河村⁸⁾）。『学校教練必携』によれば、「企図心ヲ發揮シ追隨ヲ許サザル創意ト果敢ナル斷行トハ」「教練ノ真価」であると述べている（陸軍省¹⁷⁾ (p. 2)）。これらは、また「體操科ノ目的」の七項である「意思ヲ敏速且精密ニ実行シ得ヘカラシムルコト」とつながるものである。

以上のように「目的」に関する点でいえば、『教授書』では、「兵役」に関わる事項が意図的に省略されているのである。もちろん、「注意、観察」等は、兵役のみならず体育活動一般に必要なものである。また、「思考」「想像」「判断」についても、『理論及實際』では「遊戯ニ於テ最モ善ク養ハル」とある（元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾ (p. 32)）。しかし、『報告』では、遊戯は「一定の規律の下」で行なわれることになっている。これは、当時盛んになってきた自由な遊戯を「規律と服従」の教授の下で行なわせようとするものであった。すなわち、小学校教材である遊戯においても「規律と服従」が求められたのである。「注意、観察」と同様、「思考」「想像」「判断」等も「規律と服従」の教授の中で必要なものであった。したがって、これらの省略についても、「兵役」を想起せざるを得ないのである。

これらの「目的」に関する省略と結びついて、具体的動作で現われているのが、「基本姿勢」及び「體操演習ノ種類」における省略である。

「基本姿勢」について、跪坐、臥状、坐状、懸垂等の姿勢が、『教授書』には無かった。それゆえに、「體操演習ノ種類」において、『報告』には有った「伏臥シテ上體ヲ起ス」とか「伏臥運動」等が『教授書』では省かれているのである。「基本姿勢」の前文は、『報告』と『教授書』では異なっていた。その違いは、『報告』では、體操演習

上「常ニ用フル所ノ姿勢」として五姿勢が掲げられているのに対し、『教授書』では、直立姿勢以外の四姿勢を「比較的其ノ用少キ」ものとしていることであった。この前文の相違は、『報告』と『理論及實際』にもみられる。『教授書』の前文は、『理論及實際』と全く同じである。しかし、『教授書』と『理論及實際』では、四姿勢への扱い方が異なっている。前者は、四姿勢を「比較的其ノ用少キ」ものという理由で全く解説していないのに対し、後者では、四姿勢も直立姿勢と同様詳しく解説している（元文部省體操遊戯取調委員¹³⁾ (pp. 120-149)）。確かに四姿勢は、「其ノ用少キ」ものであったかもしれないが、體操演習上不必要なものではなかったのである。『教授書』でこれらが省略されているのは、「其ノ用少キ」こと以外に理由があったのである。

「姿勢」における「跪坐」「臥状」及び「演習」における「伏臥」等の動作を考える時、各個教練における「折敷」「行進間ノ伏臥」「膝射」「伏射」「膝投」「伏投」等の演習動作が想起される。もちろんこれらも教練のみに必要なものではない。しかし、これらの意図的省略は、目的と関わって省略されていると理解する方が妥当であろう。

以上のように、『報告』に有り『教授書』に無いものを見てゆくと、「目的」部分における精神的諸作用と「演習」部分における身体的諸動作とにおける省略がみられた。これらは、「體操科ノ目的」にあった「職業及兵役」に適す練習を与えることを省略していることに基づいていたのである。そして、この省略は、「兵式体操」を止めさせるためであった。

前節で明らかにしたように、1909年改正学校令での體操教材が「学校体操」となった理由は、「兵式体操」であった。「兵式体操」を止めさせるためには、「兵役」に適す練習は、必要なかったのである。

結 語

1909年改正学校令にみられる「学校体操」の内容は、スウェーデン体操を基調とする『報告』の内容と一致するものであった。それは、当時盛んであった兵式体操の歯止めとして、科学的根拠をも

った「学理に基く體育的體操」として登場したものであった。

1908年8月「兵式體操」のとりわけ盛んであった私立学校を統制する「私立学校令」が發布される。同年同月19日 日本人体育教師横地捨次郎が、漢城高等学校（現京畿高等学校）教諭に赴任している。横地は、1885（明治18）年7月に體操伝習所を卒業し、その後京都、奈良の尋常中学校・尋常師範学校等で教鞭をとり、1903年5月より1908年8月18日まで広島高等師範学校で助教授及び教授の任についていた。そして、1908年9月25日から10月29日まで、漢城内官立普通学校長以下韓人教師體操講習会の講師として学校體操を指導している（羅¹⁰（p. 116））。この體操講習会は、『教授書』のそれをさしていると思われる。

1908年8月という年月の一致にも興味をもつことができる。横地が、広島高等師範学校教授までつとめ、「體操講習会」講師に招聘された人物であることを考えると、当時、韓国学部が、「学校體操」に大変な力を注いでいたことがうかがえるのである。

注

注1) 修士論文『朝鮮近代体育成立過程に関する研究』¹⁴（1977）においては、『教授書』の出版を「指導面をはかる努力」と捉え、『報告』の「體操科ノ目的」との相違を「資本主義的生産の発展」の相違によるものと理解していた。また拙稿「20世紀初頭朝鮮における学校体育¹⁵」（1982）では、『教授書』における「目的」の省略は、「資本主義的生産の発展とも関係があるかもしれないが」むしろ、「親日的政策にふさわしいものではない」からであると述べ、脚注で「当時、私立学校では兵式體操を中心とした体育活動が盛んに行なわれ、『反日思想』の温床とされていた。」と記している。しかし、「学校體操」については、『学校體操教授書』などの作成にもみられるような指導方法の改善」という視点から一定の進歩と捉える混乱をおこしていた。

注2) 師範学校、外国語学校、農林学校、実業学校等もこれらに準じているので、本文では、三つの学校令のみ述べている。なお、本文中（ ）で示した学校名は、後に変更された名称を表わしている。また、本文中の学校令諸法規は全て『韓末近代法令資料集』（大韓民国²）による。なお、朝鮮教育令については、『明治以降教育制度史』（文部省¹²）（p. 78, 150, 233）による。

引用・参考文献

- 1) 阿部洋, 20世紀初頭の韓国におけるキリスト教主義学校, 韓第八号, 韓国研究院, 1972. p. 66.
- 2) 大韓民国国会図書館, 韓末近代法令資料集 I—VIII, 1970. I, p. 549, III, pp. 141—47, V, p. 106, 123, VI, pp. 358—59, VII, p. 302, 325—26.
- 3) 井上一男, 学校体育制度史, 第3版, 大修館書店, 1972.
- 4) 韓国学部, 韓国教育, 1909.
- 5) 韓国学部, 韓国教育ト警察行政, 1909. p. 4.
- 6) 韓国学部, 学校體操教授書, 1910.
- 7) 韓国学部, 韓国教育ノ現状, 1910.
- 8) 河村隆貴, 歩兵操典, 明治31年版, 同復刻版（小西敏之, 寿満書店, 1970）. p. 213.
- 9) 岸野雄三・竹之下休蔵, 近代日本学校体育史, 東洋館出版, 1959. p. 82.
- 10) 羅絢成（Nah Hyun-sung）, 韓国体育史, 3版, ソウル文泉社, 1972.
- 11) 羅絢成, 学校体育制度史, ソウル図書出版教育院, 1970.
- 12) 文部省教育編纂会, 明治以降教育制度史, 第10巻, 1939.
- 13) 元文部省體操遊戲取調委員, 改訂體育之理論及實際, 東京國光印刷, 1913.
- 14) 西尾達雄, 朝鮮近代体育成立過程に関する研究, 修士論文（未刊）, 東京教育大学, 1977.
- 15) 西尾達雄「20世紀初頭朝鮮における学校体育」大阪体育学研究, 20, 1982.
- 16) 吳天錫（O Tchôn-sok）（渡部学・阿部洋共訳）, 韓国近代教育史, 高麗書林, 1979.
- 17) 陸軍省徵募課, 学校教練必携前篇, 昭和12年改訂第1186版, 軍人会館出版部, 1937.